

【下半期】（10月～平成25年3月）

3月	2月	平成25年 1月	12月	11月	10月
	第4期 2 / 28		第3期 12 / 25		
	第8期 2 / 28	第7期 1 / 31	第6期 12 / 25	第5期 11 / 30	第4期 10 / 31
随時 4 / 1		第4期 1 / 31			第3期 10 / 31
	第8期 2 / 28	第7期 1 / 31	第6期 12 / 25	第5期 11 / 30	第4期 10 / 31
	2 / 15		12 / 17		10 / 15
	第6期 2 / 28		第5期 12 / 25		第4期 10 / 31
	2 / 15		12 / 17		10 / 15
4 / 1	2 / 28	1 / 31	12 / 25	11 / 30	10 / 31
4 / 1	2 / 28	1 / 31	12 / 25	11 / 30	10 / 31
1月使用分 4 / 1	12月使用分 2 / 28	11月使用分 1 / 31	10月使用分 12 / 28	9月使用分 11 / 30	8月使用分 10 / 31
	第4期 2 / 28			第3期 11 / 30	
4 / 1	2 / 28	1 / 31	12 / 28	11 / 30	10 / 31
4 / 1	2 / 28	1 / 31	12 / 28	11 / 30	10 / 31
12月使用分 4 / 1	11月使用分 2 / 28	10月使用分 1 / 31	9月使用分 1 / 4	8月使用分 11 / 30	7月使用分 10 / 31
	第4期 2 / 28			第3期 11 / 30	

◆口座の残高をご確認ください◆

市税などを口座振替により納付されている方は、指定された口座の残高をご確認ください。残高不足により引き落としができない場合は、口座振替ではなく納税者本人が直接納付することになります。残高不足解消後についても、再引き落としはできませんのでご注意ください。

◆納付は納期限を守りましょう◆

市税などは、決められた納期限までに納めるようにしましょう。納期限を過ぎると、催告などの対象になることがあります。

納付については、市役所や金融機関の窓口で納めるほか、次のような方法があります。

◎口座振替でらくらく！

一度お申し込みいただければ、ご指定の口座から毎回自動的に引き落としします。「口座振替依頼書」を金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局窓口にて直接提出してください。

◎コンビニでも！(市税・上下水道料金)

コンビニエンスストアいつでも納税できます。ただし、市税については、納期限を過ぎてしまうとお取り扱いができませんので、ご注意ください。